

静岡県ソフトバレーボール連盟規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本連盟は、静岡県ソフトバレーボール連盟（英文はShizuoka pref. Soft Volleyball Federation）と称する。

第2条 本連盟の所在地は、静岡県浜松市東区有玉南町 2308
（〒431-3122 Tel 053-472-8635） に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、静岡県バレーボール協会に協力し、静岡県内のソフトバレーボール組織を統括し、各支部等加盟団体相互の連携・協力を促進して、ソフトバレーボールの健全な普及発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、静岡県バレーボール協会と協力して次の事業を行う。

- (1) ソフトバレーボールに関する各種競技会の開催
- (2) ソフトバレーボールに関する各種競技会の公認・後援及び指導
- (3) ソフトバレーボールに関する各種指導講習会の開催及び指導者派遣
- (4) ソフトバレーボールに関する各種国内大会へのチーム選考及び派遣
- (5) ソフトバレーボールに関する競技規則の研究
- (6) ソフトバレーボールに関する諸団体・関連事業の連絡調整
- (7) ソフトバレーボールに関する各種調査及び研究
- (8) ソフトバレーボール関係功労者の表彰
- (9) その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第4章 組織

第5条 本連盟は、静岡県内に次の支部を置く。

(1) 東部支部「11市3郡（8町）」

下田市、伊東市、熱海市、三島市、御殿場市、裾野市、沼津市、富士市、
富士宮市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡（函南町）、駿東郡（小山町・清水町・長泉町）、
賀茂郡（東伊豆町・西伊豆町・南伊豆町・松崎町）

(2) 中部支部「5市1郡（2町）」

静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、 榛原郡（吉田町・川根本町）

(3) 西部支部「7市1郡（1町）」

磐田市、袋井市、湖西市、浜松市、掛川市、御前崎市、菊川市、周智郡（森町）

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 30名以内
- (6) 理事 40名以内
- (7) 評議員（チーム代表） 100名以内
- (8) 監事 2名

第7条 本連盟の役員は、次の方法により選出される。

- (1) 理事等の役員は、静岡県内でソフトバレーボールにおいて、顕著な活動をしている者をもって構成する。また、理事の中から役職に応じて常任理事を置く。
- (2) 会長は、理事会においてこれを推挙する。
- (3) 副会長・理事長等の役員は、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- (4) 理事は、常任理事会が推奨する。
- (5) 評議員は、静岡県内の各市・郡でソフトバレーボールにおいて、顕著な活動をしているチームの代表者の中から理事会が推薦する。
- (6) 監事は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- (7) 本連盟の役員は、原則として（財）日本バレーボール協会公認ソフトバレーボールリーダーの有資格者とする。

第8条 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、本連盟の日常会務を総括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 常任理事は、理事会を構成し、会務を決議し処理する。
- (6) 評議員は、理事会の決定に基づき、各市郡の執行・連絡・調整にあたる。
- (7) 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

第9条 本連盟の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員に欠員が生じたときは、第8条に基づいてこれを補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟に、顧問・参与を置くことができる。

- (1) 顧問は、本連盟の功労者の中から常任理事会の推薦により、会長が推挙する事ができる。
- (2) 参与は、本連盟の関係者の中から常任理事会の推薦により、会長が推挙する事ができる。
- (3) 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。
- (4) 参与は、理事会の諮問に応じ、意見を述べる。

第6章 会議

第11条 本連盟に次の会議を置く。

- (1)三役会（会長、副会長、理事長、事務局長をもって構成する）
- (2)常任理事会（会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する）
- (3)総会（会長、副会長、理事長、副理事長、理事、評議員をもって構成する）
- (4)人選委員会（副理事長、支部長、事務局長をもって構成する）

第12条 総会は、毎年度終了後2カ月以内に開催し、会長が議長を務める。

三役会、常任理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

1 次の事項は総会の承認を経なければならない。

- (1)事業報告、決算報告及び監査報告、事業計画案及び予算計画
- (2)役員の選任及び解任
- (3)規約の新設及び改定
- (4)その他、会長が必要と認めた事項

2 三役会は、連盟運営に関する方針及び素案を立案する。

3 常任理事会は、総会にて審議する事項案の検討、及び連盟運営に関する各種事項を審議する。

第13条 会議は各会の構成員2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

会議に出席できない者は、文書又はその他の方法によって他の者に委任する事ができ、その場合は出席とみなす。

第7章 会計

第14条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1)補助金
- (2)競技会の参加料
- (3)寄付金
- (4)その他

第15条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。

第8章 規約の改正

第16条 本規約を改正するには、総会において、出席者の過半数の同意を必要とする。

第9章 附則

第17条 本連盟は、日本ソフトバレーボール連盟、東海ソフトバレーボール連盟、静岡県バレーボール協会に加盟する。

第18条 本連盟の規約は、平成11年4月1日に制定する。

本連盟の規約は、平成18年4月1日に改正された。

本連盟の規約は、平成26年4月1日に改正された。

本連盟の規約は、平成27年4月1日に改正された。

本連盟の規約は、平成29年4月1日に改正された。

本連盟の規約は、平成31年4月1日に改正された。

本連盟の規約は、令和2年4月1日に改正された。